

# リブレネットいかがでしょう！

## 個人のみなさまへのご入会のおすすめ

### かかりつけ弁護士として、社会問題にかかわるきっかけとして

普通の市民には、法律は縁遠いもの、紛争には関わりたくないとお考えの方は多いと思います。しかし、実際には、私たちは、法律という決まりの中で生活しています。いざというときには、避けて通ることはできません。生兵法はけがの元もとと言います。こじれる前に解決策を知っておく、必要ならばいち早く対応を依頼することは、予防としても解決としても、ベターであることは間違いありません。そのために、かかりつけの医者ならぬ、かかりつけの弁護士として活用できるネットワークとして、また、弁護士や加入会員の持つ問題意識と知識・ノウハウの情報を得ることにより、最新の社会問題に関わってゆく、あるいは、取り組んでゆく、そのためのきっかけにいただければとの思いで、リブレネットを始めることにしました。ぜひ、ご入会をしていただくようお願いします。

### リブレネットの趣旨と目的

弁護士法人リブレのコンセプト（ホームページ <http://libre-law.jp/> もご参照ください）に賛同していただける個人、各種士業などの専門家、団体ないし法人も含めたサポーター会員を募り、法律事務所と会員との日常的コミュニケーションを通じた情報の提供と会員相互の活動の援助に役立つネットワークとし、災害の被災地（震災、台風、過酷事故）支援のネットワークとしても発展させてゆきます。会の運営は、会費と寄付により、世話人と事務局が行います。

### 弁護士法人リブレのコンセプトとポリシー

**すべての人の幸せのために** 当法人は、愛知県全域において、通常の弁護士では扱っていない専門分野も含めた法的サービスの提供と憲法と平和・人権を擁護する様々な社会活動に取り組み、市民に信頼される法律事務所を目指して、2005年に設立しました。「リブレ」とはスペイン語で自由という意味です。弁護士法第1条は、弁護士の使命として、基本的人権の擁護と社会正義の実現を掲げています。基本的人権の核心は「自由」すなわち自己実現による幸福の追求にあります（憲法13条「幸福追求権」）。そして、正義とは、すべての人の幸せをめざすことであり、そうした社会の実現であると考えます。憲法（9条や25条など）をはじめ、すべての法律はこのためにあると言って過言ではありません。当法人は、人々の命と暮らしや平和が守られる、せめて不幸にはならない、そのために法律を役立てるお手伝いと活動をしてゆきたいと考えています。具体的には、格差是正のための雇用問題や貧困問題、高齢化社会での福祉や介護問題、子どもの人権をはじめとする教育問題、地球温暖化や脱原発などの環境問題、戦争や核兵器廃絶など平和問題、デフレ経済脱却のための財政と税制度、農業や中小企業支援などについて、日常的に市民と連携するネットワーク（リブレネット）を構築し、併せて、弁護士、医師、建築士、税理士、土地家屋調査士、協力事業主・法人などによる「災害レスキュー相談隊（仮称）」結成にも取り組んでゆきたいと考えています。

#### 普通であり、普通でない弁護士事務所

普通の弁護士同様、刑事事件、借金やクレジット問題、離婚、相続、境界問題、貸金や請負代金の未払などの事件は普通に扱っています。普通でない第一は、名古屋・尾張地区、知多地区、三河地区の4カ所に事務所があるのは愛知県唯一であり、広域の法的サービスが可能で、普通でない第二は、専門事件です。たとえば、医療事故、後遺症認定など医療知識が必要となる交通事故、解雇や残業などの労働問題、欠陥住宅やリフォームトラブル、闇金や暴力団対策、詐欺商法や投資トラブル（株、先物）、児童虐待、精神医療など、多分野にわたって扱っており、各弁護士はそれぞれの分野でのリーダー的役割を担う高いレベルの実績を持っています。今後は、リブレネットを通じて、愛知県外も含めた提携弁護士や士業専門分野のネットワーク化を指向し、普通も普通でないもより進化させてゆきたいと考えています。

#### 納得という心のケアをも含めた満足度の高い仕事をめざしています。

紛争というのは、いわば喧嘩です。しかし、私たちは勝てばよいという考えには与しません。紛争を解きほぐして、双方の納得が得られる円満解決をめざしています。そのためには、不正義は正さなければならぬこともあります。しかし、譲り合うことが必要なこともあります。幸福を願わない人はいません。双方が幸福になれるのが最善でしょう。それは、双方にとって、心の問題としての納得あるいは満足にあると考えます。私たちはそのための知識とノウハウを提供します。

## 入会方法と退会

申込書とともに年会費（発足から2012年末まで）を納入していただくと、**弁護士法人の承認を条件**として会員となります。2013年更新後はいつでも退会できます（会費は月割返金）。1年間会費納入がない場合や弁護士法人が承認を取消した場合も退会となります。

## 会 費

◎個人会員一年1200円（月割なし、リブレの会の方は半額）

◎士業会員・NPO会員一年4800円 ◎事業主会員・法人会員一年1万2000円

## 会員の特典

（弁護士法人の提供によるもので、法人の事情により変更されることがあります。）

- ◎個人会員 年1回面談30分相談無料
- ◎士業会員・NPO会員 年2回紹介の方面談60分相談無料
- ◎事業主・法人会員 年3回面談・電話（60分）・FAX・メール（回答2千字以内）相談無料

### リブレネット規約

- 第1条 目的と構成員及び名称 弁護士法人リブレ（以下当法人という）のコンセプトに賛同する個人・団体・事業主・法人により構成し、当法人と会員との日常的コミュニケーションを通じて、情報の提供と会員相互の活動の援助に役立つネットワークをめざし、「リブレネット」と称する。
- 第2条 入会方法と会費 申込書（会則記載）と共に年会費（発足～2012年末、個人会員以外の途中入会は月割）を納入し、弁護士法人の承認を条件として会員となる。年会費は、個人会員は年1200円、NPO会員と士業会員（弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士など）は年4800円、事業主と法人会員は年1万2000円とする。
- 第3条 更新と脱退 年会費を入金した場合に更新される。会員は更新後はいつでも脱退することができる（会費は月割返金）。1年以上会費納入のない場合及び弁護士法人が入会の承認を取消した場合は退会となる。
- 第4条 組織及び運営 会長及び世話人を5名程度置き、事務局を各事務所1名以上配置する。法人は担当弁護士を設置して協力する。
- 第5条 事業等 ①総会、世話人会の開催、②記念講演、懇親会、ゴルフコンペ、旅行、テーマ別学習会などの行事を適宜開催、③リブレ通信年2回発行（弁護士や会員の活動記事、会員のイベント紹介、投稿、名刺広告など）④士業会員の紹介、⑤NPOや法人の会員への紹介
- 第6条 日常活動 弁護士法人内に事務局を置き、**法人と協力して以下のことを行う。**①広く市民・NPO団体・事業主・法人に入会案内をする。②東海3県の弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、建築士、医師など専門家に入会による提携を呼びかける。③入会受付と会員の情報の管理を行う。④行事の案内及び実施をする。⑤リブレ通信の作成、送付をする。
- 第7条 財政 会費ないし寄付により運営し、事務局は年1回会計報告をする。

〒444-0875 愛知県岡崎市竜美西2丁目1番地12 やすらぎビル2階  
 弁護士法人リブレ岡崎事務所内リブレネット事務局

入会申込み、お問い合わせ先

TEL 0564-54-2273 fax 0564-54-2274

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目6番41号 Livビル6階  
 弁護士法人リブレ名古屋事務所内リブレネット事務局

TEL 052-953-7885 fax 052-953-7884

## 会費送金先—ゆうちょ銀行 記号12110番号44972111イトウケンイチ（事務局長）

切り取り線

## リブレネット入会申込書 FAX(0564-54-2274)・メール(libre@h2.dion.ne.jp)可

リブレネット規約を承諾し、入会を申し込みます。

フリガナ		会員No.	
氏 名		会員区分	
(団体名・法人名称)		1. 個人                      2. NPO	
担当		3. 士業                      4. 事業主・法人	
住所		リブレネットからの	
〒		郵便物のご送付	
		希望する	
		希望しない	
		リブレネットからの	
		Eメールでのご案内	
		希望する	
		希望しない	
電 話		FAX	
E-mail			
入会日	平成 年 月 日	年会費 月割	か月 円